

農業振興地域整備計画変更理由書

1. 農業振興地域整備計画変更理由

今回の変更は、分家住宅の建築などにより開発計画が具体化した案件についての農用地区域からの除外に伴い、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）を見直すものである。

2. 農用地利用計画変更内容

（1）農用地区域外の土地を農用地に編入する場合

該当なし

（2）農用地区域内の土地を区域外として除外する場合

分家住宅の建築などにより転用が具体化した案件で、変更後の周辺土地利用の支障が軽微である農地など法第 13 条第 2 項に係る変更などにより、農用地区域から合計 0. 2 ha を除外する。

・法第 13 条第 2 項に該当する案件 4 件 0. 2 ha

(3) 農用地区域内の土地の農業上の用途区分の変更の場合 (変更理由を記述し、面積を下表に記入する)

○用途区分の変更

農作物販売施設等を建築するため、農地を農業用施設用地として用途区分変更を行うものである。

(単位:ha)

地区記号 区域番号	用途区分変更前の用途区分別面積		用途区分の変更後の用途区分別面積					備考
	用途区分	面積	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	
①A-1	樹園地	0.4				0.4	0.4	農作物販売施設等
計		0.4				0.4	0.4	

(4) 特別用途区分の変更

該当なし

(5) 変更箇所別変更面積、変更理由、補助事業実施状況一覧表

番号	地区記号・ 区域番号	編入除 外の別	用途区分 の別	現況 地目	面積 (㎡)	理由	除外に係る区域の事業実施状況				備考	
							事業名	地区名	事業実施年度	事業完了年度	申出地	法根拠 (条項)
除外 1	C-1	除外	農地	田	973 (実測面積:974.49)	こども園の建築					朝明町字土井木 463 番 1	法 13 条 2 項該当
2	A-1	除外	農地	畑	604	既存施設の拡張 (資材置場の整備)	三重用水				六名町字東起 1009 番	法 13 条 2 項該当
3	B-1	除外	農地	田	2,196 のうち 216.03	分家住宅の建築	三重用水				江村町 969 番 1 の一部	法 13 条 2 項該当
4	A-1	除外	農地	畑 (雑種地)	812 のうち 107	既存施設の拡張 (駐車場の整備)	三重用水				水沢町字東山 448 番の一部 水沢町字東山 449 番の一部	法 13 条 2 項該当
計					1900.03. (実測面積:1901.52)							

三重用水：三重用水事業受益地

3. 農業生産基盤の整備開発計画変更内容
農業振興地域整備計画書（案）のとおり

4. 農用地等の保全計画変更内容
農業振興地域整備計画書（案）のとおり

5. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画変更内容
農業振興地域整備計画書（案）のとおり

6. 農業近代化施設の整備計画変更内容
農業振興地域整備計画書（案）のとおり

7. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画変更内容

農業振興地域整備計画書（案）のとおり

8. 農業従事者の安定的な就業の促進計画変更内容

農業振興地域整備計画書（案）のとおり

9. 生活環境施設の整備計画変更内容

農業振興地域整備計画書（案）のとおり

10. 計画変更に係る関係農家の意見並びに市協議会の意見

計画変更の案件については、四日市市農業振興地域整備促進協議会に諮り、計画変更はやむを得ない旨の意見を得ている。

（市協議会開催日 令和7年4月15日）

11. 農用地区域除外地の開発状況

番 号	地区・区域番号	除外時地目	除外年月日	除外事由	現 況	除外事由と現況が異なる場合はその理由	今回の措置
1	A-1	畑	H22.9.15	工業団地	雑種地	事業計画が中止されたため	27号計画に即した事業継承ができるよう、指導中である。